西ドイツ・カリタスにおける兵役拒否者の受け入れ過程

——兵役拒否制度の機能転換に関する一考察——

小野竜史

1　はじめに

（1）問題の所在

ドイツ連邦共和国（統一前の西ドイツ）は一九五六年から二〇一一年まで徴兵制を敷いており、兵役拒否が認められていた。兵役拒否者は非軍事役務[1]（Zivildienst）に就く義務を負い、一九九〇年代に至るまで役務は専ら社会福祉施設において行われた。兵役拒否制度の当初の目的は兵役と相容れない宗教的良心を有する徴兵対象者の保護に置かれた。しかし一九六〇年代末から拒否者が増加し、社会福祉分野への受け入れが拡大する中で、信教の自由の保護という公式の目的の陰で実態としては同分野への労働力供給源としての機能が重要となっていった。このことは二〇一一年に兵役とともに新兵を対象とした兵役拒否制度が停止されるにあたり、連邦ボランティア役務（Bundesfreiwilligendienst）が創設された理由の一つが、社会福祉分野における労働力不足への懸念であったことが示している[2]。二〇〇〇年代までにカリタスやディアコニーなど、いわゆる社会福祉頂上団体は十万人以上の非軍事役務を受け入れるようになり、少なからずその労働力に依存していたのである。現在では兵役拒否者に代わり、ボランティア役務制度を利用した、連邦政府から助成を受けた有給ボランティアが社会福祉の重要な担い手となっている。

このように信教の自由の保護という制定当初の制度目的の陰で、兵役拒否制度の実質的な社会的機能は社会福祉分野に対する労働力供給へと変容していったことになる。いかにしてこのような変容が生じたのか。この変容は、一．兵役拒否者に対する法的保護の必要性の希薄化、二．兵役拒否者数の増加、三．社会福祉団体における非軍事役務の受け入れ拡大とその労働力への依存という三つの過程に分けて考えることができる。このうち兵役拒否者が社会的に承認されたことによる保護の必要性の希薄化と、それと軌を一にした兵役拒否者の増加という二つの過程は先行研究が詳細に明らかにしている。本稿はその成果を踏まえつつ、先行研究における検討が不十分な第三の過程、なぜ社会福祉団体が非軍事役務を大幅に受け入れ、その労働力に依存していったのかという点を明らかにしようと試みる。後述するように受け入れの背景とその経過は社会福祉頂上団体ごとに異なっていたと考えられるため、個別の団体に

絞った検討が必要である。本稿は現在のドイツ最大の民間社会福祉団体であり、一九六〇年代半ばまで教会が兵役拒否に対して否定的見解を示していたために受け入れ過程がとりわけ紆余曲折を経ることとなった、カトリック系のドイツカリタス連盟に焦点を当てる。一九五〇年代の非軍事役務制度の制定時の議論から、カトリック内の支援体制構築とカリタスにおける受け入れ拡大が一定の進展を見せる一九七〇年代初頭までの期間を検討する。

（2）先行研究の検討、問題設定および利用史料

ドイツ連邦共和国において兵役拒否はたびたび社会的議論の的となってきたが、その歴史研究は緒に就いたばかりである。特に社会福祉団体における非軍事役務の受け入れ過程については研究がほとんど存在しない。兵役拒否に対する教会の反応、兵役拒否者の動機や社会的属性に関する同時代の社会学的研究と兵役拒否の法規定に関する法学的研究[3]を除く、歴史学の先行研究としては、パトリック・ベルンハルトの諸研究が唯一といってよい[4]。一九四九年から一九七〇年代末までの兵役拒否制度の変遷を一九六〇年代以降の西ドイツ社会の変動との関係において詳細に明らかにした主著は社会福祉団体における受け入れの概要を次のように描いている[5]。一．兵役制度の創設当初、キリスト教系民間福祉頂上団体は思想的理由から受け入れに消極的であった。プロテスタント系のディアコニー事業団は教会からの圧力で早々に受け入れへと舵を切った。二．一九六〇年代に兵役拒否制度が実際に運用され始めると、受け入れ施設においては法令で定められた介護以外の作業に兵役拒否者が配置されるなど、法規定と実態の乖離が生じた。拒否者に対する施設職員や利用者の反感も見られた。施設は、法令遵守を求める連邦官庁のみならず、差別され、取るに足りない雑務に就かされていると感じた兵役拒否者とも対立することがあった。三．行政管理の強化を目指した一九六五年の制度改革、学生運動を背景とした一九六八年以降の兵役拒否者の増加と政治的急進化、それらに伴う連邦政府との対立に起因して、一九七〇年代初頭には拒否者によるストライキが発生した。問題行動に直面して受け入れを断念する施設も見られた。四．しかし一九六〇年代半ばから一九七〇年代前半には、社会福祉制度の質的および量的拡張、兵役拒否者の増加、一九七三年の制度改革による受け入れ条件緩和を背景として、全体としてみれば民間福祉頂上団体における非軍事役務は大幅に増加した。一九六五年の第二バチカン公会議を境にカトリック教会とドイツカリタス連盟においても兵役拒否者支援と受け入れが本格化した。五．一九七〇年代には国家と社会福祉団体による職業訓練が本格化し、非軍事役務は社会福祉の近代化および職業化の要求とも合致するようになった。ベルンハルトによるその他の、社会福祉分野における受け入れと兵役拒否者の政治的急進化に関する論考の内容も、以上の概観の域を出ていない[6]。上述のように、兵役拒否制度の機能が拒否者保護から社会福祉分野の労働供給へと実質的に移行する過程は、次の三つの過程に区別できる。一．兵役拒否者に対する社会的承認の増加、すなわちその法的保護の必要性の低下。二．拒否者数の増加。三．社会福祉団体における非軍事役務の拡大とその労働力への依存。先行研究は最初の二点に重点を置きつつも、三点目についても重要な概観を与える。

ただし問題もある。社会福祉団体に関する先行研究の記述の多くは一九五〇年代から概ね兵役拒否者に肯定的な立場をとっていたプロテスタント系のディアコニーの史資料を典拠としている。しかし西ドイツの民間社会福祉団体は様々な宗派ないし社会集団を基盤として形成されて

きたのであり、他団体における受け入れはディアコニーと異なる経過を辿った可能性がある。他団体における異なる経過について、ベルンハルトはカトリック教会が当初信徒の兵役拒否を認めておらず、一九六五年のバチカンにおける教義変更が教会とカトリック系のカリタスにおける受け入れの画期となったことを指摘しているが、その他の時期のカリタスにおける受け入れ過程を個別的に考察しているわけではない。またそのような個別の社会福祉団体における受け入れ過程の背景の検討も不十分である。例えば非軍事役務の受け入れ拡大の重要な要因として、先行研究は社会福祉分野における慢性的な人員不足を指摘する。ベルンハルトはその背景として社会福祉団体一般にあてはまる社会福祉制度の質的・量的拡大を重視するが、後述するように例えばキリスト教系のカリタスとディアコニーにおいては、従来社会福祉の担い手であった、修道女や敬虔な女性信徒の減少も非常に重要な要因であった。特定の団体に絞った、背景事情をも踏まえた受け入れ過程の分析が必要である。

ここで主要な社会福祉団体がそれぞれ異なる社会的基盤に基づいて組織化されているという点について、ドイツ連邦共和国の社会福祉制度と合わせて確認しておきたい。ドイツの社会福祉においては公営施設とならび、民間の施設が大きな役割を担っている。[7] その多くは民間福祉頂上団体と呼ばれる六団体へと組織化されている。労働組合系の労働者社会福祉、カトリック系のドイツカリタス連盟、無宗派のドイツパリテーティシュ社会福祉連盟、人道主義のドイツ赤十字、プロテスタント系のドイツディアコニー事業団、ユダヤ系のドイツユダヤ中央福祉局である。これら民間福祉は伝統的にキリスト教や人道主義の精神に基づく、ボランティアによる非営利事業たるべきとされ、企業の営利活動とは区別されてきた。[8]

この民間福祉頂上団体のうち、二〇一四年末の時点で約二万五千か所の施設と約六二万人の従業員、約五〇万人のボランティアを抱えるカリタス連盟は最大の規模を誇る。[9] 医療から青少年保護、高齢者福祉、障碍者支援、依存症患者支援、生活困窮者支援、途上国支援など多岐にわたる社会活動を展開している。二〇一一年までの非軍事役務の大口受け入れ先でもあった。本稿は一九六〇年代にまで至る兵役拒否者に対するカトリック教会の否定的態度ゆえに、とりわけ紆余曲折を辿ったドイツカリタス連盟における受け入れ過程に焦点を当てる。ベルンハルトによる概観と一九六五年の教義変更の重要性に関する指摘を検討しつつ、受け入れ過程とその背景事情を明らかにしたい。

具体的な考察に入る前に、一九七〇年代末までの兵役拒否制度、カリタスおよびカトリック教会の組織構造、考察対象のアクターと利用史料について簡潔に説明しておきたい。まず一九五八年に創設された兵役拒否制度である。[10] 一八一二二歳の男性からなる徴兵対象者は徴兵検査以前あるいは就役後に兵役拒否を申請できた。申請者は理由について書面を提出した後、口頭の審査を受けた。二審制の審査機関は防衛官僚で評決権のない議長と、一般から選任された陪審員で構成された。拒否希望者は補佐人や証人の助力を得つつ拒否の理由を述べ、陪審員の聴聞と評決で良心の有無が審査された。この手続きは連邦防衛省の所管であり、結果に不服がある場合は司法手続きに訴えることが可能であった。承認された兵役拒否者は受け入れ施設あるいは国家管理の集団宿泊所で起居し、官民の社会福祉施設で非軍事役務に就いた。宿泊においても役務の受け入れにおいても民間施設が優先とされた。俸給や休暇など拒否者の待遇は連邦軍兵士と可能な限り同等とされ、受け入れ費用は連邦政府と社会福祉団体が分担した。兵役拒否者の施設への配置と監督は一九六四

年まで連邦労働社会省が単独で所管したが、一九六五年から監督業務が連邦内務省の管轄内の連邦行政庁（Bundesverwaltungsamt）へと移管される。一九七三年以降は労働社会省の管轄内に非軍事役務担当の連邦政府委員と連邦非軍事役務庁（Bundesamt für Zivildienst）が設けられ、非軍事役務を一元的に所管した。

次にカトリック教会とカリタスの構造について説明する。ドイツ連邦共和国のキリスト教会は聖職者と信徒の信仰共同体を様々な宗派団体が取り巻いている。基本法上の政教分離の原則は国家と教会の特定分野における協働を排除しておらず、教会と宗派団体は多様な社会活動を担っている[11]。教会の最小単位である教区が集まって司教区を構成し、その代表者である司教が出席するドイツ司教協議会（Deutsche Bischofskonferenz）が国内カトリック教会の教会法上の最高意思決定機関である。ドイツカリタス連盟は、それら教区や司教区など様々な水準で組織された社会福祉団体が所属する上位団体であり、フライブルクに本部を置く。カリタス連盟の財政は不透明な部分も多いが、既に一九六〇年代から公的支出に大きく依存しているとされる[12]。

最後に考察対象のアクターと利用史料について説明する。本稿はカリタスにおける受け入れに直接的に影響を与えた、連邦労働社会省（非軍事役務庁）と連邦内務省（連邦行政庁）、カリタスおよび兵役拒否者に焦点を当てる。カリタスについては上位団体であるドイツカリタス連盟に焦点を当てる。史料としては主にフライブルクのドイツカリタス連盟文書館に所蔵されている連盟の内部文書を利用する。ベルリンのディアコニー事業団文書館、各地のカトリック司教区文書館、デュッセルドルフのドイツカトリック青少年連盟文書館に所蔵されている各団体の文書のほか、法令などの史料も補助的に使用する。以下、第二‐四章において一九四九‐一九六〇年、一九六一‐一九六七年、一九六八‐一九七三年の三期に分けてカリタスにおける兵役拒否者受け入れ過程を検討した後、第五章において結論を示す。

2　一九四九‐一九六〇年：兵役拒否制度の創設とカリタスの消極的姿勢

一九四〇年代末以降の兵役拒否制度の創設過程はナチスの過去と冷戦によって規定された[13]。一九四九年の基本法は信教の自由から派生する基本権として良心的兵役拒否の権利を保障した。兵役拒否者が処刑されることさえあったナチスの過去への反省から、拒否者への手厚い権利保障を求める趣旨である。同じくナチスの過去の観点からは、国家の関与の少ない、自由主義的な兵役拒否者制度が望まれた。その一方でナチス期以来の兵役拒否に対する否定的見解は根強く、また冷戦が始まる中で大量の兵役拒否者により国防が妨げられる事態もまた避けねばならなかった。これらの観点からは厳格な国家管理と兵役拒否者数の抑制が求められた。これら二つの方向性の妥協として、良心審査、兵役拒否者の配置と管理監督を国家が担い、宿泊と役務は主として民間施設において行われるという二重構造が制度化された。連邦議会の史料によれば、当初の政府案が予定した堤防建設や開墾ではなく、主として社会福祉団体が受け入れ先とされた背景にはナチス期の勤労奉仕（Arbeitsdienst）との類似性への懸念に加え、戦災復興の中で深刻化していた、社会福祉分野の人員不足を緩和する狙いもあった[14]。兵役拒否制度の社会的機能が社会福祉分野への労働力供給へと移行する予兆が既に見出せる。

この制度形成過程において兵役拒否者の受け入れを打診された民間福

祉頂上団体のうち、労働力不足に悩む[15]労働者社会福祉のほか、パリテーティシュ社会福祉連盟と赤十字は早期に受け入れに同意した。これに対してキリスト教が個人の生活に及ぼす影響が継続的に低下する中で[16]、従来の敬虔な信徒からなる労働力の不足が顕著となりつつあったにもかかわらず、キリスト教系のカリタスとディアコニーは受け入れに慎重であった。この時期には東西対立を背景とした反共主義と国家への奉仕を是とする道徳観に支えられ、またナチス時代のプロパガンダの影響もあり、兵役拒否者はしばしば否定的な評価を受けた[17]。兵役拒否者支援に比較的積極的であったプロテスタント教会に近い、ディアコニーの施設においてさえ、拒否者は「卑怯者（Drückeberger）」や「祖国に対する裏切り者（Staatsverräter）」と罵られることがあった。施設側は兵役拒否者の政治的、左派的、無神論的傾向によりキリスト教的環境が乱されることを懸念した[18]。

懸念はカトリック教徒においてより顕著だった。カトリック教会の公式見解は宗教的良心の保護のための例外措置として兵役拒否を一般論として是認した。しかし「正当な戦争である限り、信徒は従軍の義務を負う」という伝統的な正戦論に基づき、カトリック信徒には兵役拒否の根拠となる良心が存在せず、拒否は認められないとされた[19]。兵役拒否者の良心を「過てる良心（irrende Gewissen）」と表現する神学者さえいた[20]。近代以降カトリック教会が鼓吹してきた反共主義は、ナチス期のプロパガンダと冷戦開始により強められ、一九五〇年代のカトリック教徒の間に広く行き渡っていた。このこともまた、共産圏の武力侵攻からの西ドイツ防衛を拒否したとみなされた拒否者への否定的評価につながった[21]。一九六五年の第二バチカン公会議による教義変更に至るまで、カトリック教会において兵役拒否問題は「タブー」であった[22]。カトリック青少年団体の上位団体であるドイツカトリック青少年連盟（Bund der Deutschen Katholischen Jugend）が五十年代初頭の声明において兵役を「不可避の負担」と表現した際には、青少年の国家への忠誠を揺るがすとして団体の「左傾化」を糾弾する投書が寄せられた[23]。当時の教会における兵役拒否への否定的評価が推察される。

このような宗派内の状況を背景として、ドイツカリタス連盟の指導部はディアコニー指導部とともに、政治的懸念から受け入れに難色を示した[24]。ディアコニーはやがて、受け入れに伴う費用負担が施設側に有利な形で制度化されたことに加え[25]、概ね兵役拒否者支援に積極的なプロテスタント教会上層部からの圧力で受け入れに同意した[26]。教会が逆の見解を取るカリタスにとってこのような圧力は存在しなかった。

3　一九六一‐一九六七年：カリタスにおける受け入れ開始

一九五八年から良心審査が開始されると、ごくわずかな徴兵対象者が兵役を拒否した。一九六七年まで約二六‐四七万人で推移した年ごとの徴兵対象者の中で、兵役拒否者として承認された者は約二〇〇〇‐四七〇〇人、非軍事役務への就役者は約四七〇‐一五〇〇人に過ぎなかった[27]。カトリック教会の否定的態度のために、当時の拒否者の大半はプロテスタントとエホバの証人の敬虔な信徒であり、一九六五年の統計によればカトリックの兵役拒否者は約二〇〇〇人の兵役拒否者の一二パーセントであった[28]。カリタスにおける受け入れ先もごくわずかであり、労働省から承認を受けた施設数は一九六〇年の時点でわずか一ヵ所、一九六五年でも十一ヵ所に過ぎなかった[29]。

兵役拒否者の非軍事役務への配置は一九六一年に開始された。先行研

究では明確に指摘されていないが、上の施設認可からも分かるように一九六〇年までにカリタス連盟も慎重姿勢から非軍事役務の受け入れへと舵を切った。遅くとも一九六一年の時点で連盟指導部は受け入れに積極的であり、五月末にはその働きかけで傘下の病院施設が受け入れ先として追加的に承認されている。[30] ごく小規模ではあるが実際に兵役拒否者が配置されたとの報告も見られる。[31] 現在はディアコニー事業団の一部となっている、プロテスタント系社会福祉団体の内国伝道[32]ならびに赤十字における兵役拒否者への好感触が報道されているとして、カリタス連盟指導部は病院施設に対して、兵役拒否者が「人員不足の解消のため」の「使いものになる補助要員（brauchbare Hilfskräfte）」となることを期待すると書き送っている。[33] この人員不足とはカトリック青少年に対するキリスト教の影響力低下を背景とした、[34] 伝統的にカリタスの重要な担い手であった、修道士と修道女の減少に起因すると考えられる。[35] 五〇年代には社会福祉施設の不利な待遇に加え、自己実現や私生活に関する価値観の変化を背景として、看護職への女性の関心がカトリックに限らず一般にも低下したとされる。[36] この人員不足の深刻さから、カリタスを含む社会福祉団体はこの時期に、後にボランティア社会年（Freiwilliges Soziales Jahr）として制度化される有給ボランティア募集も開始している。[37] このように人員不足解決のために様々な対策を講じる中で、カリタス連盟は既に六〇年代初頭の時点で、必ずしもカトリックの教義や公式見解、信徒の態度と相容れない非軍事役務の受け入れへと方針を転換した。

人員不足から受け入れに踏み切ったカリタスにおいて、兵役拒否者は「何でも屋の小間使い（Mädchen für alles）」として、法令が原則とする介護作業以外の作業にも従事させられた。[38] 他の社会福祉団体においても状況は同様であり、皿洗いやジャガイモの皮むきといった作業内容が平和への貢献という希望に合致しないとして不満を募らせる拒否者がいる一方、[39] 楽な仕事として単純作業を喜ぶ者もいた。[40] 先行研究が指摘するように、これら単純作業への配置は兵役拒否者に介護のための専門知識と訓練が欠けていたことに加え、カリタスを含む社会福祉施設の多くが近代化の途上にあり、家事労働の必要が大きかったことにも帰せられる。[41] カリタス連盟指導部が述べるように、兵役拒否者はあくまで「補助要員（Hilfskraft）」だった。[42]

俸給や休暇といった兵役拒否者の待遇は可能な限り新兵と同等とするよう法律によって規定されており、受け入れ施設にはその遵守とともに費用の一時的な立て替えが要請された。[43] しかしカリタスに限らず施設側は、しばしば法令から逸脱した対応をとった。一九六一年九月の社会福祉団体との協議において労働省は規則の遵守を改めて要請し、立て替え費用の清算においては金額のみならず拒否者の氏名と役務開始日といった情報を規定通りに申告するよう要請している。毎月二回の俸給支払いをまとめて行いたいとの施設側の要請に対しては、役務中の逃亡などのリスクを施設が負うのであれば反対しないと答えている。[44] 特にカリタスに向けられた批判としては「代替役務者が「カリタスの労働協約」に従って休暇を取っている」との報告が散見されるとして、規定の厳格な遵守が要請されている。[45] 先行研究が指摘するように、カリタスを含む社会福祉団体が、煩雑な事務手続きと運営への介入を嫌って法令を遵守せず、行政は把握しながらも人員不足などの理由から現場を掌握できない実態がうかがえる。[46]

このような状況を背景として、連邦防衛省と連邦労働社会省が主導した一九六五年の非軍事役務制度改正は、受け入れ現場に対する行政による管理強化を目的の一つとしていた。[47] 監督強化のため、受け入れ施設の

認可など専門的・法的事項については引き続き連邦労働社会省が担当する一方、兵役拒否者の配置や非軍事役務の監督といった現場に密着した実務は連邦内務省管轄下の連邦行政庁へと移管された。カリタスにとって何よりも打撃となったのは、小規模施設に対する受け入れ費用の一部免除規定の廃止と、最低五人の受け入れを受け入れ施設としての認可条件とする連邦労働省の方針であった[48]。この最低受け入れ人数は後に三人に緩和された[49]。改正後の一九六六年にカリタス連盟が行った傘下団体へのアンケートによれば、少なくないカリタス施設が非軍事役務の受け入れに意欲を示しているものの、多くの施設にとって三人の受け入れでさえも非常に困難であった[50]。改正法では社会福祉団体は兵役拒否者の集団宿泊施設を通常の職員用宿舎とは別個に用意する必要があり、地方の教区カリタスのような小規模の受け入れ施設にとって最低人数は大きな負担となったと考えられる。かねてからこのような事情を知悉していたと考えられるカリタス連盟指導部は、一九六五年の段階で連邦政界との窓口である連盟のボン代表部に対して改正に強く反対する旨を書き送っている[51]。しかしながら反対は実を結ばなかった。この改正でどれほどのカリタス施設が受け入れを断念したのか、確かな数値を示す史料は見当たらないが、影響は少なくなかったと考えられる。

同年の教義変更により一九六六年以降にカトリック兵役拒否者の増加が見込まれ、また教会の公式見解に反することなく彼らを受け入れる条件が整っただけに、この改正は受け入れに積極的なカリタス施設にとって一層の痛手となった。一九六二年から六五年にかけてカトリック教会の現代化を掲げて開催された第二バチカン公会議は、典礼からエキュメニズム、社会教説に至る様々な、新たな教義解釈を打ち出した[52]。一九六五年十二月に決議された『現代世界憲章（Gaudium et spes）』が兵役と代替役務の等価値を宣言したことに基づき、翌年からドイツカトリック青少年連盟の主導によりヘッセン州リンブルク司教区で兵役拒否者支援のパイロットプロジェクトが開始された[53]。具体的には相談所が設置され、兵役拒否に関する情報の提供と、良心に基づく決断のための助言が行われた[54]。管見ではこの措置をもって西ドイツカトリック教会における組織的な兵役拒否者支援が開始されたと言ってよい。同時期に一部のカリタス施設では兵役拒否者に対する事前講習も開始された[55]。このことからもカリタスの受け入れへの積極姿勢がうかがわれる。前述のようにカトリックの兵役拒否者数は一九六五年時点で約二〇〇〇人の一二パーセント、約二四〇人であり、同年に認可されたカリタス施設は一一ヵ所であった[56]。すべての拒否者が非軍事役務についたと仮定すると一施設あたり約二二名の受け入れとなる。実際にはすべての兵役拒否者が非軍事役務に就くわけではなかったが、最低三人の受け入れを断念するほどの小規模施設が少なからず存在したカリタスの事情を考慮すると、カトリックの拒否者数が少なかったことは確かであるとしても、それ以上に認可施設数は過少であった。このことからは一九六五年改正により受け入れを断念せざるを得なかった施設が実際に存在したのであり、改正はカリタスにおける受け入れを阻害したと考えられる。

4　一九六八‐一九七三年：カリタスにおける受け入れ拡大の開始

学生を中心とするいわゆる六十八年運動が高揚する中、議会外反対派の一部は一九六八年初頭から「諸権威を破壊すべし｜戦争役務を拒否すべし（Autoritäten zersetzen｜Kriegsdienst verweigern）」をスローガンに

反連邦軍キャンペーンを開始した。[57] このキャンペーンは拒否制度と承認手続きについての情報を広め、兵役拒否に新たな政治的意味を付与した。その結果一九六八年には前年の二倍となる約一万二千人が兵役拒否を申請し、一九七三年までに申請者数は約三万五千人を数えるに至る。同様に承認された兵役拒否者と非軍事役務就役者の数も一九六七年から一九七三年にかけて、それぞれ約四千七百人から一万七千人、約千四百人から一万二千人へと急増した。[58] 担当官庁はこの急増に対処しきれず、受け入れ先の不足による配置遅れなど行政の停滞が生じた。さらに急進化した拒否者の一部は挑発的行動や規則違反に走り、行政との対立を深めた。これら行政への不満から、一九六九年から一九七〇年代初頭にかけて非難決議やストライキといった兵役拒否者による抗議行動が各地で生じた。

カリタス施設においても拒否者による挑発行為や規則違反が見られ、周辺住民から苦情が寄せられることもあった。[59] 特に挑発対象となったのは若年の女性職員であったが、その他の職員や利用者に対しても、低賃金や長時間労働といった待遇への批判から反権威主義イデオロギーの宣伝まで様々な働きかけが行われた。[60] 施設運営者はこれらの批判やアジテーションに反発した。[61] カリタスの受け入れ先が問題行動をおこした拒否者の配置転換を求めることもあったが、騒擾を他の施設に転嫁するだけだとして連邦行政庁は容易に応じなかった。[62] 抗議行動に直面していない施設においても、報道を通じて懸念が広がった。[63]

それにもかかわらずカリタスにおける非軍事役務の受け入れ施設は一九六五年の一一ヵ所から一九七〇年の一八〇ヵ所へと大幅に増加、一九七五年には約九〇〇所を数えるに至った。[64] 一九七一年には約六五〇人の兵役拒否者が役務についた。[65] ベルンハルトが指摘する、社会福祉制度の拡張による民間福祉における労働力需要の増大は確かに一因となったと考えられるが、行政による受け入れ先拡大の施策も重要だった。行政は一九六八年以降、自宅宿泊の許可、宿舎建設のための低利子貸付、上述の最低受け入れ人数の撤廃など、社会福祉団体の負担軽減により拒否者の増加に見合う受け入れ先を確保しようとした。[66] これらの措置の多くは一九七三年の改正非軍事役務法に取り入れられた。[67] これらの施策は上述のように受け入れの大きな障害となっていた最低受け入れ人数と宿泊施設確保の問題を緩和するものであり、カリタスにおける受け入れ拡大に大きく影響したと考えられる。

この行政の対応とならび、カトリック青少年における平和理解の変化と宗派内における兵役拒否者支援制度の拡充も受け入れ拡大につながった。一九六九年のドイツカトリック青少年連盟の『平和のための役務』決議が示すように、[68] 当時のカトリック青少年の間では第二バチカン公会議が打ち出した「非軍事的手段を用いた社会問題の解決による発展と公正の実現」という新たな平和概念が受容され、国内外における社会活動に強い関心が寄せられた。[69] そのような関心はカトリック青少年にとっての非軍事役務の魅力を高め、兵役拒否者の良い働きぶりにつながった。同年のカトリック精神障碍者施設連盟の理事会では急進化した拒否者への懸念の一方で、六八年以降に兵役拒否者の多数を占めるようになった学生を介護作業へと就かせた場合の「極めて肯定的」な結果が報告されている。[70] なお理事会では、兵役拒否者に対する役務条件の説明、社会福祉事業の意義や理論的および実践的知識の教授といった手ほどき（Einführung）も円滑な受け入れにとって重要だと報告されている。[71] このような事前講習は、しばしば拒否者の不満の原因であった役務のイメージと実態の落差を解消して問題行動を抑制するとともに、労働力と

しての有用性を高める職業訓練でもあった。前述のようにカリタスの一部施設において事前講習は既に六〇年代後半から実施されていたが、先行研究が指摘するように一九七一年以降、連邦政府と社会福祉団体の協力の下で事前教育課程が公式に制度化されていく。[72] このことも受け入れ拡大の一因となった。

カトリック教会において兵役拒否支援体制の構築が進展したこともカリタスの受け入れ拡大に寄与した。一九六八年にはドイツ司教協議会が各司教区に兵役拒否者を対象とする相談所の設立を勧告するとともに、[73] そのような支援活動の相互調整を担う非軍事役務者司牧中央センター（Zentralstelle für die Seelsorge an den Zivildienstleistenden）が設置された。翌年にはカトリック平和運動であるパックスクリスティ運動（Pax-Christi-Bewegung）とカトリック青少年連盟のイニシアチブにより兵役拒否と非軍事代替役務のためのカトリックワーキンググループ（Katholische Arbeitsgemeinschaft für Kriegsdienstverweigerung und zivilen Ersatzdienst）が創設されている。[74] さらに一九七二年までには、一九六八年に司教協議会とカトリック俗人組織の代表機関であるカトリック教徒中央委員会（Zentralkomitee der deutschen Katholiken）を中心に立ち上げられた、発展と平和のためのカトリックワーキンググループ（Katholischer Arbeitskreis Entwicklung und Frieden）の内部に兵役拒否者担当部門が設けられた。[75] カトリックの兵役拒否者の受け入れ増加を受けて、一九七三年にはカリタス連盟本部の事務局が受け入れ施設としての認可申請など、傘下施設が個別に行ってきた非軍事役務に関する手続きを一括して担当することとなった。[76] 司教協議会の勧告を踏まえた、一九六八年から翌年にかけてのバンベルク、フライブルク、シュパイアー、トリーアなどの司教区における設置を皮切りに、[77] 一九七七年までに全ての司教区に兵役拒否者のための相談所が設けられた。[78] このように一九六〇年代末から一九七〇年代後半にかけて、司教協議会から司教区、俗人組織、青少年組織および平和運動まで様々な組織の関与の下、カトリック宗派内で支援体制が整えられていった。ただし司教区によって大きな差が見られた。一九七七年の時点で信徒と相談員の比率が約六十六万六千人に一人の司教区もあれば、約三万五千人に一人の司教区もあり、平均は約十万人に一人であった。[79] また一九七〇年代以降も、第二バチカン公会議決議とドイツ司教協議会の勧告にもかかわらず、とりわけ年長の聖職者と信徒の間で兵役拒否者支援に対する否定的な見解が根強く見られた。例えばカトリック教徒中央委員会は一九七二年の声明『平和への貢献としての兵役』において、カトリック青少年連盟などが主張する、兵役と非軍事役務を等価値とする見方を批判している。[80] このような態度はカトリック教会において青年の兵役拒否という決断のみならず、各司教区における支援体制の整備にも長く否定的に作用した。

5　おわりに

本稿はドイツ連邦共和国における兵役拒否制度の実質的機能が宗教的少数派の権利保護から社会福祉分野に対する労働力供給へと変容した一因として、民間社会福祉団体の非軍事役務の労働力への依存に着目し、カトリック系社会福祉団体のカリタスにおける兵役拒否者の受け入れ拡大過程を明らかにしようと試みた。その過程を要約すれば次のようになる。一九六〇年代半ばに至るまでカトリック教会は正戦論と反共主義を背景として兵役拒否に否定的であり、カリタス連盟も当初は兵役拒否者の受け入れに懸念を示していた。しかし他団体における良好な働きぶり

を知った連盟指導部は、一九六〇年代初頭には労働力不足を解消するために非軍事役務の受け入れを推進し始める。この不足は看護職に対する女性の一般的な関心低下に加え、キリスト教の社会的影響力低下という意味での世俗化により、修道会を中心とした既存の労働力供給が先細りつつあったことに起因する。有給ボランティアとならび、兵役拒否制度は宗派内からの労働力調達の新たな道と見なされた。しかし教義のゆえにカトリックの兵役拒否者数は一九六五年時点でも数百人規模であり、受け入れもまた少数に止まった。受け入れに伴う事務手続きや費用建て替え、法定の役務条件の遵守は施設の負担となり、現場では施設による法令違反と行政との対立が見られた。一九六五年の教義変更によりカトリックにおいても兵役拒否支援が開始され、拒否者数も増加し始めたと考えられる。しかし施設に対する行政の管理強化をはかる同年の制度改正によりカリタスの小規模施設は少なからず受け入れを断念せざるを得ず、受け入れはなおも停滞した。一九六八年からの学生運動と拒否者数増加は一方で問題行動の増加とストライキにつながり、カリタス施設においても受け入れへの懸念を抱かせたが、他方で行政を役務先拡大のための受け入れ条件緩和へと向かわせた。この条件緩和に加え、第二バチカン公会議による平和理解の変化とカトリック内における支援体制の拡充により、カリタスにおける受け入れは一九六〇年代末以降に大幅な増加を見せ始める。

このうち先行研究が詳しく検討していない点は以下のようにまとめられる。一．正戦論と反共主義というカトリック内における兵役拒否者批判の背景。二．キリスト教の社会的影響力低下による労働力不足の深刻化とカリタスにおける一九六〇年代初頭からの非軍事役務受け入れへの積極姿勢。三．法令遵守をめぐるカリタスと労働省の対立。四．カトリック内における平和理解の変化の重要性。五．一九六〇年代後半以降のカトリック内における支援体制構築の具体的過程と宗派内の根強い兵役拒否者批判。このうち二点目と五点目は、カトリック教会とカリタスにおける兵役拒否対応の画期として一九六五年の教義変更を重視するベルンハルトの見解に一定の修正を迫る。少なくともカリタス指導部はその以前、ディアコニーとほぼ同時期に兵役拒否者の受け入れに積極的となっていたのであり、また確かに教義変更を境にカトリック内で兵役拒否者支援をめぐる動きが盛んとなるものの、その制度的実現はやや遅れて六〇年代末から七〇年代にかけてのことであった。これらの点を踏まえてディアコニーとカリタスの差異について述べるならば、宗派的差異にもかかわらずカリタス指導部とディアコニーの受け入れ方針は一九五〇年代末の慎重姿勢から一九六〇年代初頭の積極姿勢への転換というように類似性が目立つ。しかしながら一九六五年までのカトリック教会の教義に加え、その後も根強く見られた兵役拒否者に対する否定的態度のゆえに、カリタスにおける実際の受け入れは、概ね兵役拒否者支援に積極的であったプロテスタント教会系のディアコニーよりも遅れて進展した。

このようにして拡大を開始したカリタスにおける兵役拒否者の受け入れは、以後さらなる進展を見せる。一九七〇年に一八〇ヵ所であったカリタスの受け入れ施設は一九七五年には約九〇〇所、一九八〇年には約二千三〇〇所、一九八五年には約三千二〇〇所へと増加した[81]。こうして兵役拒否者はボランティア社会年による有給ボランティアとならび、カリタスにおける労働力としての重要性を増していく[82]。このことは他の頂上団体における受け入れ拡大とならび、西ドイツ兵役拒否制度の社会的機能が社会福祉分野への労働力供給源へと転換していく一因となった。

注

（1）この役務の当初の正式名称は代替役務（Ersatzdienst）であったが、一九七三年の法改正で非軍事役務へと改称された。本稿では法令名など固有名詞を除き、非軍事役務へと統一する。

（2）兵役停止を背景とした連邦ボランティア役務の創設とその概要については次の論考の第一節を参照。渡部聡子、「ドイツの市民参加促進制度における経路依存性の検討――シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州とハンブルクを事例として――」、『ヨーロッパ研究』第一六号、五一一七頁、二〇一六年。

（3）Albert Kröllss, *Kriegsdienstverweigerung. Grundrecht zwischen Gewissensfreiheit und Kriminalität. Eine rechtssoziologische Studie zur Kriegsdienstverweigerung in der Bundesrepublik*, Leverkusen, 1976; ders., *Kriegsdienstverweigerung. Das unbequeme Grundrecht*, Frankfurt a. M., 1980; Bernd Kubbig, *Kirche und Kriegsdienstverweigerung in der BRD*, Stuttgart u.a., 1974; Gottfried Leder, *Kriegsdienstverweigerung aus Gewissensgründen : zur Problematik des Artikels 4 Abs. 3 des Grundgesetzes*, Freiburg, 1957; Volker Möhle/Christian Rabe, *Kriegsdienstverweigerung in der BRD. Eine empirisch-analytische Studie zur Motivation der Kriegsdienstverweigerer in den Jahren 1957-1971*, Opladen, 1972.

（4）日本の研究状況も同様である。学術研究としては次の論考が西ドイツにおける兵役拒否に触れているが、制度形成、良心審査の是非、拒否者への社会的評価といった側面に焦点を当てており、社会福祉団体における受け入れ過程への言及は見られない。市川ひろみ、『兵役拒否の思想　市民的不服従の理念と展開』、明石書店、二〇〇七年。佐々木陽子（編著）、『兵役拒否』、青弓社、二〇〇四年。

（5）Vgl. Patrick Bernhard, *Zivildienst zwischen Reform und Revolte. Eine bundesdeutsche Institution im gesellschaftlichen Wandel 1961-1982*, München, 2005, S. 22-24, 40-41, 65-80, 110-114, 135-154, 159-164, 175-177, 233-236, 326-353, 358-384, 389-391.

（6）Vgl. ders., „«Zivis» in der Pflege. Zur Geschichte einer besonderen Mitarbeitergruppe im bundesdeutschen Sozialsystem 1961—1990“, Sabine Braunschweig (Hg.), *Pflege - Räume, Macht und Alltag. Beiträge zur Geschichte der Pflege*, Zürich, 2006, S.141-151; ders., „An der »Friedensfront«. Die APO, der Zivildienst und der gesellschaftliche Aufbruch der sechziger Jahre“, Christina von Hodenberg/ Detlef Siegfried (Hg.), *Wo »1968« liegt. Reform und Revolte in der Geschichte der Bundesrepublik*, Göttingen, 2006, S. 164-200.

（7）断りのない限り、民間社会福祉団体についての記述は次の辞典項目によ る。Josef Schmid, Art. Wohlfahrtsverbände, Uwe Andersen/Wichard Woyke (Hg.), *Handwörterbuch des politischen Systems der Bundesrepublik Deutschland*, 7. aktual. Aufl., Heidelberg, 2013.

（8）ただしこの点については、一九九〇年代以降に社会福祉分野に市場原理が導入されるなど区別が曖昧となり、近年では「社会福祉活動の企業経営化」が議論となっている。Vgl. Udo Wilken (Hg.), *Soziale Arbeit zwischen Ethik und Ökonomie*, Freiburg, 2000.

（9）数値は次のドイツカリタス連盟のウェブサイトを参照。https://www.caritas.de/diecaritas/wofuerwirstehen/millionenfache-hilfe（最終閲覧：２０１７年６月１０日）.

（10）断りのない限り、兵役拒否制度に関する本節の記述は Bernhard 2005 による。

(11) ドイツ連邦共和国の教会制度については前掲註七の政治システム用語辞典の、マンフレッド・シュピーケル（Manfred Spieker）の執筆による「教会（Kirchen）」の項による。

(12) Peter Hammerschmidt, „Zur Organisation und Finanzierung der konfessionellen Wohlfahrtsverbände um 1960“, Traugott Jähnichen/Andreas Henkelmann/Uwe Kaminsky/Katharina Kunter (Hg.), *Caritas und Diakonie im „goldenen Zeitalter“ des bundesdeutschen Sozialstaats. Transformation der konfessionellen Wohlfahrtsverbände in den 1960er Jahren*, Stuttgart, 2010, S. 23-38, hier S. 28-32.

(13) 断りのない限り、兵役拒否制度の創設過程については Bernhard 2005 による。

(14) Kurzprotokoll über die 5. Sitzung des Bundestagsausschusses für Arbeit am 12. 2. 1958 in Bonn, S.5/5-5/8, Parlamentsarchiv des Deutschen Bundestags, III 162 A 1.

(15) Protokoll der Zentralstelle am 23. 3. 1960 in Bonn, Evangelisches Zentralarchiv, 97/23.

(16) 東側からの人口流入による地域的な宗派的統一性の動揺に加え、経済成長による生活様式とりわけ余暇の多様化を背景として、一九五〇年代半ばからカトリックとプロテスタントにおける信徒数および礼拝参加率は顕著に低下した。この点については次の文献を参照。Thomas Größbelting, *Der verlorene Himmel. Glaube in Deutschland seit 1945*, Göttingen/ Bristol, 2013; Detlef Pollack, *Säkularisierung - ein moderner Mythos?*, Tübingen, 2003.

(17) 兵役拒否者に対する社会的反感については次の文献を参照。Krölls 1980.

(18) Bernhard 2005, S. 23.

(19) 再軍備と徴兵制、兵役拒否に対するカトリック教会の態度については次の文献を参照。Anselm Doering-Manteuffel, *Katholizismus und Wiederbewaffnung. Die Haltung der deutschen Katholiken gegenüber der Wehrfrage 1948-1955*, Mainz, 1981.

(20) Wolfgang Krücken/Harry Neyer (Hg.), *Wehrdienst, Kriegsdienstverweigerung, Zivildienst. Katholische Stellungnahmen vom II. Vatikanischen Konzil bis zum Jahr 1974*, München/Mainz, 1974, S. 11.

(21) 当時のカトリック教会における反共主義については次の文献を参照。Thomas Brechenmacher, „Katholische Kirche und (Anti-)Kommunismus in der frühen Bundesrepublik“, Stefan Creuzberger/Dierk Hoffmann (Hg.), *„Geistige Gefahr“ und „Immunisierung der Gesellschaft“. Antikommunismus und politische Kultur in der frühen Bundesrepublik*, München, 2014, S. 177-197.

(22) BDKJ-Hauptversammlungsprotokoll Antrag Nr.3, Archiv des Düsseldorf Jugendhauses (ADJ), A526 Protokoll der Hauptversammlung 1966.

(23) Brief an den Bundesführer der deutschen katholischen Jugend, ADJ, A526 Protokoll der Hauptversammlung 1956.

(24) Internes Schreiben der Hauptvertretung Bonn des Deutschen Caritasverbandes (DCV) vom 14. 8. 1956, Archiv des Deutschen Caritasverbandes (ADCV), R 752, Fasz 01.

(25) Protokoll der Sitzung der Zentralstelle am 23. 3. 1960 in Bonn, Evangelisches Zentralarchiv, 97/263.

(26) Niederschrift über die Sitzung des Evangelischen Arbeitskreises für Ersatzdienstpflicht vom 19. 7. 1960, Archiv Diakonischen Werkes, HGSt..

(27) Bernhard 2005, S.417 u. 420 (Statistischer Anhang).

(28) Ebd., S. 176.

(29) Deutscher Caritasverband e.V. (Hg.), *Zum Stellenwert des Zivildienstes im kirchlich-caritativen Bereich (DCV-Materialien 13)*, Freiburg i. Br., 1989, S.6.

(30) Schreiben von DCV an Leitung der kath. caritat. Krankenanstalten am 29. 5. 1961, ADCV, 258.030 Fasz. 01.

(31) Ebd.

(32) 内国伝道はディアコニー事業団内の社会福祉事業の一つである。プロテスタント諸宗派ではとりわけ1830年代から、近代化に伴う社会問題への対応として社会福祉活動が盛んとなった。それらのイニシアチブは1848年に創設された「ドイツプロテスタント教会内国伝道中央委員会(Central-Ausschuss für die Innere Mission der deutschen evangelischen Kirche)」へと統合され、諸邦や地域ごとの組織化が進んだ。第二次世界大戦後に他の社会事業体として「プロテスタント援助事業(Evangelisches Hilfswerk)」が設立された後、1975年に両者が合併してディアコニー事業団となった。内国伝道の概要については次の辞典項目を参照。Volker Herrmann, Art. Innere Mission, Norbert Friedrich u.a. (Hg.), *Diakonie-Lexikon*, Göttingen/Bristol, 2016, S. 226 f.

(33) Schreiben von DCV an Leitung der kath. caritat. Krankenanstalten am 29. 5. 1961, ADCV, 258.030 Fasz. 01.

(34) 一九六〇年一〇月のドイツカトリック青少年連盟総会上にて、マインツ司教アルベルト・シュトールは修道院の後継者不足について注意を促し、「青少年団体や雑誌などにおいて修道身分に対する正しい態度を涵養する」ように要請している。BDKJ-Hauptversammlungsprotokoll 1960, S.12, ADJ, A526 Protokoll der Hauptversammlung 1960.

(35) 一九五二年の西ドイツカリタスでは約六万二千人の修道者と約四万七千人の非修道者が働いていた。一九七八年になると修道者が約三万七千人に減る一方、非修道者は約二十二万七千人に増加した。戦後の三〇年間を通じて修道士が減少する中で事業が拡大され、非修道者の労働力が大規模に導入されたことが分かる。Fabiora Winand, „Die Situation in den caritativ-tätigen Orden. Zeichen und Möglichkeiten für die Zukunft“, *Ordenskorrespondenz* 27 (1986), S. 282-291, zitiert in Joachim Schmeidl, „Die Transformation der caritativen katholischen Orden nach 1960“, Jähnichen u.a. 2010, S.107-124, hier S. 117.

(36) Christine Gisela Krüger, *Dienstethos, Abenteuerlust, Bürgerpflicht. Jugendfreiwilligendienste in Deutschland und Großbritannien im 20. Jahrhundert*, Göttingen, 2016, S. 131 f.

(37) Ebd.

(38) Paul Zöller, „Schwierigkeiten bei der Beschäftigung der Zivildienstleistenden in kirchlichen Pastoraleinrichtungen“, *Caritas* 78 (1977), S. 119 f.

(39) Hans Stoltenberg, „Bei den Universitätskliniken Heidelberg“, *zivil* 8/12 (1963), S. 105.

(40) Manfred Mays, Soldaten für den Frieden. Gegenwart und Zukunft des Wehrersatzdienstes. Manuskript für eine Hörfunksendung des Südwestfunks Baden-Baden, ausgestrahlt am 11.2. 1970, ADCV, 258.030, Fasz. 01.

(41) Bernhard 2005, S. 69 ff.

(42) 前註三三を参照。

(43) Schreiben von DCV in Freiburg an caritat. Krankenanstalten, die Ersatzdienstpflichtige beschäftigen, (ohne Datum), ADCV, 258.030, Fasz. 01.

(44) Ebd.

(45) Ebd.

(46) Bernhard 2005, S. 71-76.

(47) 断らない限り、改正規定については次の刊行物による。*BGBl I 1965*, S. 531-546.

(48) Bernhard 2005, S. 112.

(49) Ebd.

(50) Schreiben von DCV in Freiburg an DCV Hauptvertretung in Bonn am 6. 5. 1966, ADCV, 258.030, Fasz 02.

(51) Schreiben von DCV in Freiburg an DCV Hauptvertretung in Bonn am 23. 4. 1965, ADCV, 258.030, Fasz 02.

(52) 第二バチカン公会議の概要については次の文献を参照。Otto Hermann Pesch, *Das Zweite Vatikanische Konzil – Vorgeschichte, Verlauf, Ergebnisse, Nachgeschichte*, Würzburg, 1993.

(53) BDKJ-Hauptversammlungsprotokoll 1966, S. 21, ADJ, A526 Protokoll der Hauptversammlung 1966.

(54) Ebd.

(55) Schreiben von Katholischem Militärbischofsamt an den Präsidenten des DCV am 18. 11. 1967, ADCV, 258.030, Fasz. 02.

(56) 前註二八および二九を参照。

(57) 以下、一九六八年以降の兵役拒否に関する記述は、断りのない限り、前掲註六の Bernhard 2006 による。スローガンは一六四頁から引用。

(58) Bernhard 2005, S. 417 u. 420.

(59) Schreiben von Katholischer Kirchen- und Hospitalpflege Horb am Neckar an BVA am 16. 4. 1969; Schreiben von Kinderheilstätte Caritasstift Bad Buchau an BVA am 1. 9. 1969; Schreiben von Katholischer Kirchen- und Hospitalpflege Horb am Neckar an DCV am 30. 9. 1969, ADCV 258.028, Fasz. 01.

(60) Schreiben von Mathilden-Hospital Herford an DCV am 6. 10. 1969; Schreiben von Marienhospital Darmstadt an DCV am 14. 11. 1969; Schreiben von Krankenhaus St. Josefstift an DCV am 28. 10. 1969, ADCV 258.028, Fasz. 01.

(61) Aufstellung zur Auswertung des Rundschreibens vom 19. 9. 1969, ADCV 258.028, Fasz. 01.

(62) Schreiben von St. Josef Hospital Wuppertal-Elberfeld an DCV am 26. 9. 1969, ADCV 258.028, Fasz. 01.

(63) Internes Schreiben von Heribert Welter an Dr. Becker in DCV am 11. 4. 1969, ADCV 258.030, Fasz.01.

(64) Deutscher Caritasverband e.V. 1989, S. 6.

(65) Bericht von Kath. Büro Bonn Kommissariat der Deutschen Bischöfe für Bischöfe am 22. 11. 1971, Teil: Einzelberichte Nr.7, Bistumsarchiv Trier, BGV-2, Nr. 195.

(66) Vgl. Bernhard 2005, S.147 ff. u. 219 ff.

(67) Vgl. Ebd., S. 269 ff.. ; *BGBl. I 1973*, S.1015-1036.

(68) Bund der Deutschen Katholischen Jugend, „»Dienste für den Frieden«. Beschluß der BDKJ-Hauptversammlung 1969“, ders. (Hg.), *Grundlagen. Leitlinien. Positionen. Beschlüsse der Deutschen Katholischen Jugend. Bundesverband*, Düsseldorf, 2008, Nr. 7.1.

(69) カトリック教会内の平和概念の転換とその影響については次の文献を参照。Daniel Gerster, *Friedensdialoge im Kalten Krieg. Eine Geschichte der Katholiken in der Bundesrepublik 1957-1983*, Frankfurt a. M., 2012, S. 100 ff.

(70) Internes Schreiben von Heribert Welter an Dr. Becker in DCV am 11. 4. 1969, ADCV 258.030, Fasz.01.

(71) Ebd.

(72) Bernhard 2006, S. 345 ff.

(73) Sekretariat der Deutschen Bischofskonferenz (Hg.), *Dokumente der Deutschen Bischofskonferenz. Band 1. 1965-1968*, Köln, 1998, S. 455.

(74) Kröllls 1976, S. 81.

(75) BDKJ-Hauptversammlungsprotokoll 1972, S. 18, ADJ, A526 Protokoll der Hauptversammlung 1972.

(76) Deutscher Caritasverband e.V. 1989, S.32.

(77) „Beratungsstellen in Bamberg", ADJ, BDKJ-Informationsdienst XVII, S.198; „Beratungsstelle in Speyer", ADJ, BDKJ-Informationsdienst XVIII, S.41; Schreiben von Pax-Christi-Kreis Freiburg an Deutschen Caritasverband am 19. 2. 1969, Erzbischöfliches Archiv Freiburg, 53. 51. 40 Jugendseelsorge. Kirchliche Jugendarbeit. KDVer/ZDL, B2-1945/1357 (Vol. 1); Karl Heinz Jacoby „Beratungsstelle für Glaubens- und Gewissensfragen" (Vorlage zur Veröffentlichung auf dem Kirchlichen Amtsblatt), Bistumsarchiv Trier, BGV-10, Nr. 75.

(78) Deutscher Caritasverband e.V. 1989, S. 33.

(79) Ebd.

(80) Vgl. Paulus Engelbardt, „Prüfung des Gewissens | Auftrag des Grundgesetzes oder Mittel der Militarisierung?", Lothar Brock/Egbert Jahn/Christiane Rajewsky/Reiner Steinweg (Hg.), *Rüstung und Militär in der Bundesrepublik Deutschland*, Opladen, 1977, S. 127-144, hier S. 142 f.

(81) Deutscher Caritasverband e.V. 1989, S. 6.

(82) Ebd.

（おの　たつひと・青山学院女子短期大学非常勤講師）